

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）  
業務委託仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント・広報）

2 業務の目的

本事業は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※1）及び浜通り地域等 15 市町村（※2）のイノベ構想に関わる拠点等（※3）と連携し、復興のあゆみや被災地域の魅力を発信するイベント及びそれに伴う広報を通じて、特に県外からの訪問、交流人口の増加を図り、震災及び原子力災害の教訓や被災地の現状・魅力を正しく知ってもらうことで、風評の払拭につなげることを目的とする。

（※1）福島県内の震災伝承施設

震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）に登録されている、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設

（参考 URL <https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html>）

（※2）浜通り地域等 15 市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

（※3）イノベ構想に関わる拠点

「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトで、拠点となる施設が供用されている

（参考 URL <https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list>）

3 委託費の上限

51,865,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 5 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、主に県外向けに広報活動を行う他、下記のイベントを開催する。以下の（１）～（４）の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

### 《業務の概要》

委託業務事項	期間	場所
(1) Web による情報発信及び効果分析	契約期間内で適宜	インターネット上の SNS 各プラットフォーム
(2) 新聞及びテレビ番組その他広報媒体による発信	契約期間内で適宜	新聞、テレビ等
(3) 伝承館におけるイベントの実施 右記①、②の実施を必須とし、予算上限の中で③その他イベントを追加で実施すること。	①復興のあゆみ・地域の魅力を発信するイベント (令和 6 年 10 月 5 日(土)、6 日(日))の両日 ②復興のあゆみ・震災の風化防止・風評の払拭に資するイベント (令和 6 年 3 月 11 日(火)前後) ③その他イベント (提案任意)	東日本大震災・原子力災害伝承館
(4) 県外における「出張展示」を企画すること。	契約期間内で適宜	県外における展示スペース等
(5) コンテンツの作成	契約締結後、早期に作成	甲に納品

#### (1) Web 等による情報発信及び効果分析

(提案にあたっての留意事項)

- ・福島県の Web サイト「3.11 伝承ロードふくしま <https://www.densho-road-fukushima.com/>」の活用を前提とし、当該サイトの運営及び多言語化の対応を含むこと。
- ・関係者の取材を通じて情報収集することで、Web サイト上の情報の充実させる

こと。

- ・委託期間内に Web を活用した広報計画を策定し実施すること。
- ・発信内容は、浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設、イノベ構想に関わる拠点等を主に県外に向けて広報する内容とすること。
- ・発信する SNS のプラットフォームは問わないが、世代別普及率、閲覧数等を勘案し、費用対効果が高いものを提案すること。
- ・Google Maps の書き込みの充実が誘客に効果があるとの分析があることから、Google Maps へ書き込みの誘導や広告発信等により、Google Maps での発信力を高める提案を期待する。
- ・WEB による情報発信の効果分析を行うこと。

## (2) 新聞及びテレビ番組その他広報媒体による発信

(提案にあたっての留意事項)

- ・県外に向けて、新聞・テレビ・雑誌等の広報媒体による多角的な情報発信を行うこと。
- ・(1) と (2) との配分は最適なものを提案すること。

## (3) 伝承館におけるイベントの実施

### ① 復興のあゆみ・地域の魅力を発信するイベント

(提案にあたっての留意事項)

- ・東日本大震災・原子力災害伝承館で 10 月 5 日 (土)、6 日 (日) に開催するイベント内容を提案すること。
- ・伝承館内の使用する施設は、研修室全面、エントランスホールを想定している。
- ・10 月 5 日 (土)、6 日 (日) に、東日本大震災・原子力災害伝承館に近隣施設である双葉町産業交流センターにおいて交流イベントを実施予定である。当該イベントとの連携を意識した内容とすること。なお、当該イベントの規模は集客 5, 000 人、広場でのステージの設置。25 の飲食ブースの設置を見込んでいる。
- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設等と連携したイベント内容とすること。
- ・集客想定は 1,000 人程度とする。
- ・甲と調整の上、運営マニュアルを作成すること。
- ・浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設、観光や県産品等の PR ブースを設置すること。
- ・PR ブース小間数、出展者の募集については甲乙協議の上決定する。
- ・ブース出展に必要な備品、スタッフを全て手配し、基本仕様を明記して提案すること。
- ・ブース出展料は無料とし、有料レンタル備品を設定する場合は明記して提案すること。
- ・出展者名の看板を各ブースに設置すること。

- ・伝承館、双葉町産業交流センター併せた集客人数が多数となることから、伝承館の通常営業に支障が生じないよう必要な警備員を両日、配置すること。
- ・イベント準備・開催期間中は、問い合わせ先となる事務局を設置すること。
- ・アンケートによって来場者の居住地等の統計的分析、事業効果分析を行うこと。

## ② 復興のあゆみ・震災の風化防止・風評の払拭に資するイベント

(提案にあたっての留意事項)

- ・東日本大震災・原子力災害伝承館で3月11日近辺の休日に開催するイベント内容を提案すること。また、3月11日に伝承館で追悼式を開催すること。
- ・イベントの趣旨は、東日本大震災を振り返り、当時の思いを馳せながらその教訓を共有するものとする。
- ・伝承館と連携の上、原子力災害を語り継ぐイベントを含むこと
- ・集客想定は500人程度とする。
- ・伝承館内の使用する施設は、研修室全面、エントランスホールを想定している。
- ・イベント準備・開催期間中は、問い合わせ先となる事務局を設置すること。
- ・アンケートによって来場者の居住地等の統計的分析、事業効果分析を行うこと。

## ③ その他イベントの実施（提案任意）

- ・予算の上限内でイベントの実施。
- ・使用範囲は実施にあたって、伝承館と許可を受けるものとするが、提案の段階では広場を含めて提案を求める。
- ・規模、動員人数は問わない。

## (4) 県外における「出張展示」

- ・県外で「1事業の目的」する出張展示を行うこと。
- ・期日・回数・会場は任意とし、予算上限額の範囲で実施すること。
- ・展示内容は、甲と伝承館と協議するものとする。
- ・1件、墨田区役所でパネル展示を既に予定している。本件に係る費用について、委託料から支出すること。

## (5) コンテンツの作成

- ・「1事業の目的」をPRするコンテンツを作成すること。
- ・コンテンツの定義は幅広く取り扱うこと。(例：(1) WEB サイトや(4) 県外における「出張展示」でPRする動画、展示パネルを想定しているが、さらに効果的なコンテンツがあれば活用の機会と合わせた提案を求めます。)

#### (6) その他 業務全般に係る留意事項

- ・伝承館を使用する際の賃借手配は甲が行う。ただし、伝承館を核とする情報発信業務であることから、伝承館で開催する「(3) 伝承館におけるイベントの実施」、その他、本業務のための伝承館の施設利用料は見積に含めなくて構わない。
- ・本業務で発信する広報（WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等）の作成については、甲と乙で内容、デザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・施設、会場との交渉、施設利用料（伝承館除く）、消防、保健所等への申請・届出費用、造作物等の設置・維持・撤去費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・事業効果を高める目的（効果分析のためのアンケート回収数増加、誘客促進）で、ノベルティや景品等を配布しても構わない。ただし、景品の手配・発送等は委託業務に含め、その費用を見積に含むこと。
- ・(1) から (5) で求める提案のほか、予算の範囲で「2 事業の目的」を達成する情報発信する任意に提案することも可能とする。

#### (7) 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し委託期間内に提出すること。

### 6 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式・正副本 1部ずつ）
- (2) イベントの様子を撮影した写真データを収めた DVD 又は Blu-ray（1式）
- (3) 制作した広報物の下版データ、同録データを収めた DVD 又は Blu-ray（1式）

### 7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・委託業務着手届
  - ・総括責任者通知書
  - ・実施工程表（様式任意）
  - ・業務実施体制図（様式任意）
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・委託業務完了届
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当た

り、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

#### 8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

#### 9 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、東日本大震災・原子力災害伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と十分に協議するものとする。

#### 10 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用した事業であり、甲は業務実績の検査に当たり、乙は、乙の再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て甲に提出することとなる。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

#### 11 その他

- ・乙は著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む。）について甲へ譲渡する。
- ・乙は著作者人格権について、一切行使しないものとする。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。